

琉球大学学術リポジトリ

戦後沖縄における産業保護立法

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-10-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 島袋, 鉄男, Shimabukuro, Tetsuo メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2278

戦後沖繩における産業保護立法

島 袋 鉄 男

一、はじめに

二、産業保護立法とその立法趣旨

三、立法の内容

一、はじめに

戦後沖繩の産業経済法の変遷は、敗戦による混乱とそれに続く統制の時代から、通貨や金融制度が確立され、自由取引や海外取引についての法制度が整えられる第一期と、経済活動の各面での基本法が立法・整備される第二期及び通貨切替え以後の第三期の三つの時期に区分しようと思われ⁽¹⁾が、第三期の特徴として、通貨切替えや貿易および外資に関する重要な法令が、布令として制定されていることと、沖繩の自立経済の確立を目標とした総合開発や産業育成に関する基本法および経済構造の高度化のための企業合理化又は近代化法が、琉球政府立法院によって相ついで制定されてきたことである。本稿は、第三期におけるこれら産業育成、企業合理化又は近代化法の立法趣旨と内容を概観するものである。筆者は、戦後沖繩の産業・経済法について、資料の収集および調査研究を続けているが、未だ各個の法令についての基礎作業の段階にすぎず、本稿も、先に、金融関係法及び貿易、外資法について発表したものと⁽²⁾同様、産業保護立法の趣旨と内容を概観するにとどまる。なお、ここで産業保護立法という場合

政府による産業育成又は助成及び企業の合理化又は近代化について規定した法という広い意味で使っている。

二、産業保護立法とその立法趣旨。

(一)、一九四九年の第一四回定例議会において、産業の保護育成および国土の総合開発、資源調査に関する重要な立法が、相ついで制定された。

(1)、まず、沖繩における経済の振興を自主的かつ効果的に促進するために必要な基本法たる性格をもつものとして、総合開発法（一九五九年立法一八〇号）、資源調査法（一九五九年立法一五九号）重要産業育成法（一九五九年立法一七六号）があげられる。琉球政府は、生産業を振興し、経済発展のための基礎を確立して、将来、均衡経済を達成することを目的として、経済振興第一次五ヶ年計画を作成し、一九五六年から、これを実施に移したが計画立案当初予想しなかった近代的企業の進出によって、産業構造高度化に対する計画的施策を急がなければならぬ段階に立ち至り、一九五八年、計画の第四年次を迎えるに当り、経済の計画化、産業構造の高度化、総合開発事業の促進、雇用民生安定対策の促進と強化の四点を構想とする第四年次および第五年次の二ヶ年間の計画修正を行ない、もって経済振興第一次五ヶ年計画を経済発展の段階に即応せしめるとともに、第二次長期経済計画への円滑なる移行を意図して計画修正を行なった。⁽³⁾この構想の中で、産業構造の高度化のための重要産業の育成と総合開発事業の促進が強調され、これに基づいて政府は前記三法令を第一二回議会（一九五八年）に立法勧告し、⁽⁵⁾立法院は継続審査の後、第一四回議会に於て成立せしめた。即ち、総合開発法は、長期経済計画による経済の見とおしを立て、将来の人口増加・産業の規模・国土保全等の諸問題を勘案し、沖繩全域にわたる産業立地の適正化を図る

ための総合開発およびその下における特定地域の開発を行なう事業の基礎をなす諸調査並びに開発計画の作成およびその実施を立法措置によって強力かつ組織的に行なうことを目的とするものであり、資源調査法は、総合開発計画や各種の経済計画を作成し実施するについては、資源の実態等を正確に把握することが不可欠であるが、従来、個々の行政目的を遂行するに必要な資料の調査・蒐集は行なわれたが体系的な資源調査が行なわれていないことにかんがみ、総合開発計画その他の計画の基本的な資料としての資源調査を、適切な組織と運営によって行なうことを目的とするものである。⁽⁷⁾

沖繩の産業構造の不健全性即ち、第一次・第二次産業が極端にたちおくれ、第三次産業のみが発達しているという状態を正常化するためには、第一次産業における生産性の向上と第二次産業の規模構造の拡大をはかり、産業構造の高度化をはかる必要があるが、重要産業育成法は、特に第二次産業の振興をはかるため政策的に重要物資を指定し、これを生産する企業に対して、税制、金融、貿易管理、技術援助、企業診断、設備の近代化等あらゆる面から組織的に育成することにより、企業の合理化と生産体制の整備をはかることを目的とするものであり、沖繩においては、企業の合理化以前の問題として、企業を興すこと自体を考えなければならぬ状態であることにかんがみ、企業を興す場合に、事前に合理的な観点に立って、保護育成することに主眼をおいたものである。⁽⁸⁾

(2)、右の基本的立法のほかに、沖繩の輸出産業において最も重要な地位を占める糖業と戦後になって注目され輸出産業として確固たる地位を占めてきたパイナップル産業の保護育成をはかる特別法として、糖業振興法(一九五九年立法一八三号)、糖業資金融通特別会計法(一九五九年立法一八四号)、パイナップル産業振興法(一九五九年立法一八五号)、パイナップル産業資金融通特別会計法(一九五九年立法一八六号)が制定された。糖業が沖縄経済に及ぼす影響は甚大なものがあるが、砂糖は国際商品として、日本市場において諸外国の砂糖と競争

しなければならず、従ってこれに対応するため、生産および販売の合理化によって能率および品質の向上とコストの低減をはかることが、沖繩の糖業の健全な発展にとって必要なことである。戦後沖繩においては、日本市場の砂糖高騰に刺激されて、非能率的な小型製糖工場が乱立し、生産コストも高く品質も悪い砂糖が生産される一方、その後の砂糖消費量の伸び悩みが、砂糖の増産と相俟って、その値下りを招き、一部工場はその存立が憂慮されるという状態にあった。そこで、糖業政策を確立し、小型工場の整理統合を図り、製糖工場の適正配置により大型化を促進し、生産コストの低減、価格の安定を図るのが糖業振興法の立法趣旨であり、糖業の振興を図るための資金の貸付を一般会計と区別して経理を明確にするための立法が融通法である。¹¹⁾

一九五一年の日琉貿易開始以来、日本における特定物資輸入臨時措置法による保護と琉球政府の積極的な奨励により、戦後におけるパインアップル産業の勃興は日覚しく、沖繩の農村経済および輸出産業に占める地位は非常に重要なものとなったが、砂糖と同じく、パインアップル罐詰は国際商品として日本市場で競争にたえなければならず、そのためには品質および価格の点で十分な対策を必要とするものである。しかしながら、当初は保有原料に対して罐詰加工施設が過剰なことから、無益な購入競争により、原料価格の吊上げ、原料の無差別購入という結果を招き、これがひいては不良製品ならびにコスト高という悪い結果をもたらし、後には逆に、生産量の増大が日本市場における消費量を上廻り、工場の生産加工能力をも上廻るほどにまで急速な発展をしたが、パイン産業に対する具体的対策が確立されてなかったために、取引面におけるクレームの発生、生果代金の未払等の問題や、生産面における生果の廃棄処分という問題を惹起し、パイン産業に対する積極的な施策を要する状態にあった。そこで、パイン産業の推進母体としての審議会の設置、生産計画の策定および指導、加工場の乱立状態の是正、輸出罐詰組合の設立により輸出窓口を一本化することによる取引面の改善、融資による生産および事業の保護育成等によりパイン

ン産業が真に沖縄の基幹産業として健全な発展をとげることを目的とするのがパインアップル振興法である。¹¹²

(一)、一九六五年から六七年にかけて、いわゆる企業の合理化および整理統合を目的とする特定企業合理化促進法(一九六五年立法六一号)、中小企業近代化促進法(一九六六年立法二二一号)、含蜜糖業合理化促進特別措置法(一九六七年立法一一七号)が制定されている。

特定企業合理化促進法は、特定企業の実態に即した合理化計画を策定して、企業の整備および経営の合理化を促進することを目的とするものである(同法第一条)。公共性を帯びかつ沖縄経済において重要な地位を占める事業については、特別法によって、事業の許可制又は免許制をとると同時に、或る種の保護育成策がとられてきたが、従来、許可または免許の審議に当っては、地域住民の便益と当該産業全体としての発展性ということに大きなウエイトを置き過ぎたために、企業数の増大による過当競争をもたらし、生産コストを低減することを困難にするという状態を招いたが、開放経済に対処するためには、企業の統合整備・合理化促進により生産コストの低減をはかることが肝要であった。そこで、これらの産業全体としての生産基礎は一応確立されたという前提に立って、立法措置により企業の合理化をはかるといのが本法の目的であり、政府の施策に従って企業合理化のための合併等に対して租税特別措置を講じてこれを促進しようとするものである。¹¹³ なお、本法は特別業法により企業の許可又は免許制がとられている業種を六つ指定して(特定企業)、これらについて特別措置を講じているが、立法の方法としては、既存の当該特別法をそれぞれ改正することが考えられるが、それには相当な手数と日数を要するために一括して特別措置が講じられるようにしようとするのが本法のねらいでもあるとされている。さらに、合理化政策を必要としている他の企業(特に中小企業)の中から特に六つの業種を指定して、これについてのみ特別措置を認めたこ

とについては、これらの業種がそれぞれ公共性を有し沖縄経済において重要な地位を占めることと、すべての業種について租税特別措置を認めると、政府の財政上問題を生ずるためであるとされて¹⁴⁾いる。

中小企業近代化促進法は、中小企業の実態を調査して、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、その円滑な実施を図るための措置を講ずること等により、中小企業の近代化を促進することを目的とする（同法第一条）。

沖縄における企業は、中小規模の業種がその大半を占め、その沖縄全体の経済に及ぼす影響も多大なものがあ
るに拘らず、大規模企業に比べて設備の近代化、技術の革新等が遅れ、更に信用力が低く資金の調達に支障をきた
しており、大規模企業との生産性、資本蓄積および賃金の格差が大きく、その差は年々拡大していく傾向にあり、
中小企業対策の重要性が早くから認識されながら、具体的対策がほとんどとられていない状態にあった。政府は一
九六五年度の重要政策の一つとして、中小企業対策を取りあげ、沖縄における中小企業の実態と基本問題およびこ
れに対する対策を明確にするために、中小企業基本問題調査会を設置して調査検討を始めたが、基本問題のうち緊
急に措置すべき事項についての諮問に対して、調査会は、中小企業対策についての法的根拠が全くないこと、基本
対策のうち当面実行可能な対策は、企業の近代化であることを指摘し、中小企業近代化促進法の早期立法の必要
を答申した。これに基づき政府は、中小企業対策のうちの緊急対策として、当面必要だと思われる近代化対策を促
進するための立法として中小企業近代化促進法を立法勧告し、これが制定をみたわけである。¹⁵⁾

含蜜糖業合理化促進特別措置法は、含蜜糖が本土政府の買い上げの対象にならないため、含蜜糖製糖業者が苦し
い経営状態にあるために、合理化計画をたてて含蜜糖業の合理化を促進するとともに、含蜜糖業者が設備資金とし
て借用した短期高利の借入金を資金運用部資金からの長期低利の借入金に切りかえさせることによって、含蜜糖業
の経営不振を救済することを目的とするものである。¹⁶⁾

(三) 一九六八年の第三六回議会においては、産業開発資金融通法(一九六八年立法四四号)、産業開発資金融通特別会計法(一九六八年立法四五号)、産業投資特別会計法(一九六八年立法四六号)が制定された。

産業開発資金融通法は、産業の開発及び経済の振興を促進するため、財政資金等をもって長期資金の供給を行ない、もって一般金融機関が行なう金融を補充し、又は奨励することを目的とするものである(同法第一条)。従来沖繩における開発金融は、民政府の補助機関たる開発金融公社が担当しており、琉球政府は当初、開発金融公社の資本金が本来琉球住民に帰属すべき資産であること、琉球政府の各関係機関との調整により、合理的な政策金融ができることを理由に、公社の移管を民政府に要請し、公社を通じて開発金融を行なうことを考えていたが、公社の移管が実現しないままに、一方では公社に対するアメリカ側からの資金供給がとだえ資金量が減少したこと、他方では、民間の長期資金需要が増大したことにより、長期資金の不足を補充する必要が生じたために、公社の琉球政府への移管が実現するまでの暫定措置として、本法により資金融通特別会計を設け、大衆金融公庫を通じて委託運用していくことにしたわけである。なお、産業開発資金融通法に基づく政府の貸付けに係る経理を明確にするために立法されたのが融通特別会計法である。¹¹⁷⁾

産業投資特別会計法は、従来、政府の一般会計を中心とした財政資金を主な原資とし、公社、公庫等に対する個々の出資、資金運用部資金を中核としてなされてきた財政投融资を拡充、強化して、その一元的な管理、運用の体制を確立することを目的としており、それは又、本土政府からの財政援助による投資原資および借入金を受け入れ窓口を設けることをも意図するものである。¹¹⁸⁾

三、立法の内容

(一) 総合開発法・資源調査法

総合開発法は、行政主席は、琉球の全区域について全琉総合開発計画を作成し（第八条）、資源の開発が充分に行なわれていない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及び、これに隣接する地域で特別の建設、若しくは整備を必要とする地域を特定地域として指定し（第一〇条）、これについて特定地域総合開発計画を作成し（第一条）、その要旨を公表しなければならぬものとしている（第十四条）。又、自然、経済、社会、文化等において密接な関係を有する地域が二以上の市町村の区域にわたる場合において、関係市町村は当該地域について地区総合開発区域を設定し、当該市町村の議会の議決を経て、地区総合開発計画を作成することができ、行政主席は、必要があると認める場合においては、関係市町村に対し、地区総合開発計画区域の設定について助言することができるものとされている（第九条）。行政主席は、全琉総合開発計画および特定地域総合開発計画の実施のための年度計画を作成しなければならず（第十五条）、政府は、計画を実施するために必要な経費については、資金の確保をはかり、毎年度財政の許す範囲内においてこれを予算に計上するものとしており（第一六条）、関係市町村が地区総合開発計画を作成するための調査に要する経費および実施に要する経費については、その全部又は一部を補助することができることになっている（第一七条）。右にのべた行政主席の行なう計画の作成、助言等について調査審議をなす機関として総合開発審議会が設置される（第三一六条）。

資源調査法は、資源の実態を科学的、かつ総合的に調査することを目的としており、資源の調査は、基本調査、土地分類調査、水調査、および指定調査に分類され、それぞれ対象により、土地の利用状況、地水および利水に関する状況、地下資源、森林資源または海洋資源等について調査し、これを簿冊に作成することにしており（第二条）。資源調査の基礎計画および作業規程の準則の作成が規則に委任されている（第四条）。なお、基礎計画の設定

および作業規程の準則の設定については、総合開発審議会の調査審議を経なければならぬとしている(第三条)本法はその他、本法に基づく資源調査が正確完全に実施されるに必要な事項に関する規定からなっている。⁽²⁰⁾

(二) 重要産業育成法

本法は、輸出の増加、輸入の節減、住民生活の安定に資することが著しい物産を行政主席が「重要物産」として指定することにより、重要物産の採取、採掘、加工、製造等を行う産業、その他、これに関連する産業を「重要産業」として、重要産業に属する事業を経営する者(事業者)に対して、本法の保護育成および合理化規定を適用するという仕組みになっている(第一条)。まず、技術向上の促進について、技術者研究費用の補助(第八条)、試験研究者に対する補助⁽²²⁾(第九条)、試験研究用機械設備等に対する減価償却の特例(第一〇条)を規定し、自己資本の蓄積及び設備の近代化の促進については、重要物産の製造等についての所得税および法人税の免除⁽²⁴⁾(第一条)、および重要物産の生産設備の近代化の場合の減価償却の特例(第十二条)を設けている。金融の円滑化の促進について、政府は、前述の行政主席の重要産業としての承認を受けた者に対する金融機関による貸付および当該事業者の債務について、保険(即ち信用保険)を行う制度を確立するものとし⁽²⁰⁾(第十四条)、更に、重要産業の設備資金及び運転資金に対する長期貸付、債務の保証及び株式その他債務の取得等を行わしめるための金融機関の設立を促進するものとしている(第十五条)⁽²⁷⁾。企業経営の合理化の促進について、行政主席は、重要産業にかかわる工場又は事業場の生産方式、設備の規模及び内容、資本構成、その他経営の基礎となるべき事項の基準(企業経営基準)および工場又は事業場における原材料又は動力その他の原単位の改善を促進するため必要があると認めるときは、目標となるべき原単位(目標原単位)を定めて公表すべきものとし(第一六条、第一七条一項)、事業者に対し、原単位に関する報告をさせ、その改善について必要な指導又は勧奨を行うことができる(第一七条)

二―三項）、事業者の申請に基づき、企業診断を行い、その改善に関する勧告を行うことができるものとして（第一八条）。本法はその他、関連基本施設の整備（第一九条）、競合物品の輸入の規制（第二〇条）、報告及び立入検査（第二一条）について規定している。なお、右に述べた行政主席の諸権限について、主席の諮問に応じて調査審議する機関として、重要産業育成審議会が設置されることになっている（第三七条）。

三、糖業振興法―糖業資金融通特別会計法

パインアップル産業振興法―パインアップル産業資金融通特別会計法

糖業振興法とパインアップル産業振興法とはほとんど同じ内容になっている。まず、それぞれの産業の重要事項を調査審議する審議会に関する規定が存する（糖第三七条、パ第三七条）。関係市町村長は毎年、当該市町村の生産計画を作成して行政主席に提出し、行政主席は、市町村の生産計画を参しやくして政府の生産計画を定めて、これを市町村長に通知し、通知を受けた市町村長は、政府の生産計画に適合するようその推進に努めなければならないとされ、行政主席は、政府の生産計画を推進する市町村に対し、必要な経費の全部又は一部を補助することができることになっている（糖第八―十一条、パ第八―十一条）。製糖業、砂糖輸出業及びパイン罐詰類の製造業については、許可制がとられ（糖第一二条、パ第一二条）、原料搬入地域の競争、製造施設又は倉庫施設の不適格、申請者の資力不十分が不許可事由とされている（糖第一三条、パ第一三条）ほか、許可取消（糖一四條、パ一四條）許可の処分（糖一五條、パ一八條）、許可の条件（パ一五條）、罐詰業者の地位の承継（パ一六條）について規定している。行政主席は毎年、原料売買価格の最低基準を定めて告示しなければならず（糖一七、二〇條、パ一八條の二、一八條の五）、最低価格の基準未満の売買は禁止されている（糖一八條、パ一八條の三）。なお、行政主席は、経済事情の著しい変化により、告示された基準が適正でないと認めるときは、これを改定することがで

合理化のための設備の設立に必要な資金の融通のあつせんに努め（第四条）、合理化の目標を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し、統合その他の勧告をすることができるものとされている（第五条）。そして合理化のための合併等に対しては租税の特別措置がとられることになっている。即ち、特定企業を営む者（以下事業者という）が事業者である他の法人と合併した場合、事業者である他の法人に対して出資した場合、他の事業者とともに出資して事業者である法人を設立した場合、または事業者である他の法人に対して資産を譲渡した場合に、行政主席は、これらの合併等が合理化のためのものであること、また当該資産を受ける事業者に対しては、それが特定企業の事業の用に供するため必要であることを承認することができ、これらの承認にかかる合併等により消滅した事業者である法人の株主、社員または出資者たる個人または法人の所得税、合併後存続する法人等の法人税または、出資に基づいて設立された法人等の登録税は免除されることになっている（第六条、租税特別措置法第一二―一五條）。なお行政主席は、計画の設定又は計画の実施を確保するため、事業者に対し必要な事項について報告を求めることができる（第七條）。

五、中小企業近代化促進法

まず、中小企業者を次のように定義づけている（第二条）。

一、資本の額又は出資の総額が十方ドル未満の会社並びに常時使用する従業員の数が百人未満の会社及び個人であつて、工業、鋳業、運送業、その他の業種（次の二に掲げる業種及び三の規則で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

二、資本の額又は出資の総額が二万ドル未満の会社並びに常時使用する従業員の数が二十人未満の会社及び個人であつて、商業又はサービス業（三の規則で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。

三、資本の額又は出資の総額が、その業種ごとに規則で定める金額未満の会社、並びに常時使用する従業員の数
が、その業種ごとに規則で定める数未満の会社及び個人であつて、その規則で定める業種に属する事業を主
たる事業として営むもの。

四、事業協同組合

行政主席は、事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれており、かつ経済政策上特に急速に近代化をは
からなければならぬ業種を指定し（これを指定業種32という）、指定業種ごとに、目標年度における製品の質、生
産費、適正な生産規模等に関し、中小企業近代化基本計画及び中小企業近代実施計画を定めてその要旨を公表す
るとともに（第三十四条）、近代化計画の円滑な実施のために必要があるときは、計画に定める事業の共同化、工場
等の集団化、その他中小企業構造の高度化、競争の正常化及び取り引き関係の改善について、中小企業者及び関連
事業者に対し勧告できることになつてゐる（第七条）。近代化計画を円滑に実施するため必要な助成措置としては
政府は実施計画に定める指定業種に属する中小企業の近代化のための設備の設置に必要な資金の確保又はその融通
のあつせんに努めるべきものとし（第六条）、合併等の場合の課税の特例及び減価償却の特例を認めてゐる。即ち
行政主席は、指定業種に属する事業（指定事業）を営む中小企業者に対し、その者が指定事業を営む他の法人であ
る中小企業者と合併し、又は指定事業を営む他の法人である中小企業者に対して出資し、若しくは指定事業を営む
他の中小企業者とともに出資して指定事業を営む法人を設立することにより、当該中小企業者の事業の生産性が著

しく向上し、かつ、当該中小企業者が当該指定業種に係る基本計画に定める近代化の目標に達することとなる旨の承認、および当該出資にかかる資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定事業の用に供するため、必要なものである旨の承認をなすことができ、このような承認を受けた中小企業者、合併により消滅した中小企業者である法人の株主若しくは社員たる個人、合併後存続する法人、若しくは当該合併により設立された法人又は出資を受けた法人、若しくは出資に基づいて設立された法人については所得税、法人税又は登録税を減免することになっている（第八条⁶³）。又、中小企業者であつて、指定事業を営む者の機械等の割増償却が認められる（第九条、租税特別措置第二条の二―三）。行政主席は、需給構造の変化等、経済事情の変化に即応して事業の転換を行なう中小企業者に対し、適切な指導を行なうほか、資金の融通のあつせん、従業者の就職のため必要な援助に努めなければならないとされる（第一二条）。その他、中小企業近代化審議会（第一―一五条）、近代化促進診断（第一六条）、報告の徴収（第一七条）について規定している。

六、含蜜糖業合理化促進特別措置法

行政主席は、目標年度における含蜜糖の需要の長期見通しに即したさとうきび及び含蜜糖の生産目標および含蜜糖の標準製造経費に関する合理化計画を定めて公表しなければならず（第三条）、政府は、含蜜糖製糖業者に対し製糖施設の取得、造成又は改良に要した資金のうちで、規則で定める借入金に該当し⁶⁴、かつ、経営の健全な発達を阻害しているものについて、長期（償還期間十年）かつ、低利（最高年六分五厘）の資金を貸し付けることができる（第四条）とするほか、糖業振興法の規定を準用している。

七、産業開発資金融通法―産業開発資金融通特別会計法、産業投資特別会計法

産業開発資金融通法は、産業の開発及び経済の振興を促進するため、長期資金の貸付を行なうことを目的とするもので、まず、政府は、毎年度予算の範囲内において、規則の定めるところにより、産業の開発及び経済の振興に寄与する事業を行なう者に対し、当該事業に必要な資金で銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを貸し付けるものとしているが(第一条)、規則によれば、輸出の振興、自給度の向上又は産業構造の改善に寄与すると認められる事業を営む者(常時使用する従業員の数が百人以上の会社若しくは個人又は資本金が十万ドル以上の会社であつて、畜産業、水産業、鉱業、製造加工業、海運業又は観光事業を営む者をいう)に対し、その者が当該事業に必要な設備(船舶を含む)の取得、改良又は繁殖牛等の購入に際し、それを要する長期設備資金を銀行その他の金融機関から供給を受けることを困難とする場合に貸付けるものとされている(産業開発資金融通法施行規則第一条)。その他、法は貸付に關して、貸付の条件(第三条)、延滞損害金(第四条)、貸付金の使途の規制(第五条)、業務の委託(第六条)、報告及び検査(第七条)、会計検査院の検査(第八条)につき規定している。

産業投資特別会計法は、産業の開発振興及び生活環境の整備拡充を図るために、政府の財政資金をもって投資(出資及び貸付)を行なうため、産業投資特別会計を設置し(第一条)、これを行政主席が管理し(第三条)、借入金、一般会計からの繰入金等を財源として、規則で定める政府の特別会計及び立法により設立された法人で政府が出資している者に対して投資を行なうものとする(第二条)旨を定めるほか、会計の資本(第四条)、歳入及び歳出等(第五条)この会計の運営上必要な事項および、貸付けの財源に充てるため借入金をすることができる(第

二条(一) こと等について規定している。

註

- (1) 戦後沖縄の産業、経済法の変遷についての時代区分及び各時期における法令については、拙稿「貿易および外資法」法律時報第四二巻第五号(一九七〇年四月)三九頁以下参照
- (2) 金融関係法については「戦後沖縄の金融関係法」琉大法学第一号(一九七〇年六月)七七頁以下、貿易、外資については、前掲法律時報第四二巻第五号
- (3) 経済振興第一次五ヶ年計画修正番(一九五八年五月)序文
- (4) 前掲修正番二二―二五頁三〇頁、三五頁参照
- (5) 第二回議會閉会中(継続審査)立法院經濟工務委員會會議録第二号(一九五九年一月)四頁、第三号一―二頁
- (6) 第一四回議會立法院會議録第二〇号一七頁
- (7) 前掲、第一四回議會會議録第二〇号二一頁
- (8) 前掲、第一四回議會會議録第二〇号七頁
- (9) 前掲、第二二回議會經濟工務委員會會議録第二一号一頁
- (10) 前掲第一四回議會會議録第二〇号二八―二九頁
- (11) 前掲第二二回議會經濟工務委員會會議録第一六号二―三頁、前掲第一四回議會會議録第一七号二五頁
- (12) 前掲第二八回議會立法院會議録第二三号四―五頁、第二八回議會立法院經濟工務委員會會議録第七二号二―三頁
- (13) 前掲第二八回議會立法院會議録第二三号四―五頁、第二八回議會立法院經濟工務委員會會議録第七二号二―三頁
- (14) 前掲第二八回議會立法院會議録第二三号四―五頁、第二八回議會立法院經濟工務委員會會議録第七二号二―三頁

- (15) 第三一回議會立法院會議錄第二八号七—八頁、第三一回議會立法院經濟工務委員會會議錄第九九号三—五頁
- (16) 第三三回議會、立法院會議錄第二二号四頁、第三三回議會、立法院經濟工務委員會會議錄第二九号二頁
- (17) 第三六回議會、立法院會議錄第一九号八頁、第三六回議會、立法院內政委員會會議錄第三一—六頁
- (18) 前掲、第三六回議會會議錄八頁、內政委員會會議錄五—六頁
- (19) この委任に基づき、現在、次のような規則が制定されている。
- 水基本調査基礎計画（一九六四年規則六九号）、水基本調査作業規程準則（一九六四年規則七〇号）、水質調査作業規程準則（一九六四年規則七五号）、水位及び流量調査作業規程準則（一九六四年規則七二二号）、降水量調査作業規程準則（一九六四年規則七一—号）、地下水調査作業規程準則（一九六四年七三三号）。
- (20) 即ち、行政主席が、資源調査に関係がある測量又は調査を行なう者に対する報告及び資料の提出請求（第八條）、他人の土地又はその他の調査対象に調査員を立入らせること（第九條）、利害関係人の立会又は出頭を求めること（第一〇條）障害物の除去（第一一—條）、土地の使用の一時制限又は一時使用（第一二—條）、試験材料の採取収集（第一三—條）ができる旨、これらの場合の損失補償（第一四—條）、標識等の設置及び移転（第一五—條）、標識等の保全（第一六—條）等の規定が存する。
- (21) 事業者は、当該技術者が重要産業関係の技術者であり、その技術の研修が必要であることの認定を行政主席から受けることができ、行政主席はこの認定を受けた技術者を三ヶ月以上海外に派遣する事業者に対し、予算の範囲内において、その渡航及び研修のための費用を補助することができる（技術者海外派遣補助金）、（法第八條、重要産業育成法施行規則—以下単に施行規則という—第二條一—号）
- (22) 技術研究補助金（重要産業の技術の向上を計るための基礎研究、応用研究に対する補助金）、工業化試験補助金（基礎研

究又は応用研究の成果によるのみでは、工業化に十分な条件を得ることが困難な場合、当該条件を得るために行なう試験に対する補助金）機械設備等試作補助金（新規の機械設備等の試作に対する補助金）がある。（施行規則第二条二―四号）

23) 試験研究者は、その行おうとする試験研究が重要物産の生産の増大、及び重要産業に属する事業の合理化を促進するため緊急を要するものであり、かつ、その取得し、又は製作しようとする機械設備等が当該試験研究のために必要なものである旨の承認を行政主席から受けることができ、この承認を受けた者の当該承認を受けた機械設備等については、租税特別措置法の定めるところにより特別償却を行なうことができる（法第一〇条）。なお、租税特別措置法（一九五四年立法三七号）第一〇―一条参照。

24) 行政主席は、事業者に対し、その営む事業が重要産業に属するものであって、本法の規定する企業経営基準又は目標原単位（本文一三〇頁参照）に到達しており、重要産業として育成することが適当である旨の承認をすることができ、この承認を受けた事業の事業所得に対して課する所得税及び法人税の課税については、租税特別措置法の特例によるものとされており（法第一条）、租税特別措置法によれば、当該事業を開始した日の属する年度及び翌年度から五年間の各年度において当該事業から生じた所得については、個人の場合は所得税が免除され、法人の場合は、その所得を留保した場合に、留保した金額について、法人税が免除されることになっている（第六―七条）。

25) 法第一条の承認を受けた者で、所得税又は法人税の課税の特例の適用を受けないものが、承認を受けた事業の用に供する設備の近代化のため取得し、製作し、又は建造した機械設備等で規則の定めるものを、当該事業の用に供した場合においては、租税特別措置法の定めるところにより特別償却を行なうことができるとされている（法第一二条）。なお、租税特別措置法第八―九条参照。

26) 政府は、第一四条及び第一五条と関連して、重要産業保険法、信用保証協会法及び産業振興特別基金法の立法を予定

していたが、信用保証協会法を除き、未だ制定されていない。前掲第一二回議會閉会中、經工委員會議録第二二号五一六頁参照

28 以下の条文引用において、糖第何条とは、糖業振興法をパ第何条とはパインアップル振興法を示す。

29 糖業審議会は次の者によって構成される(糖第五条)

一、砂糖原料生産者を代表する者

(イ) 沖繩郡島 六人

(ロ) 宮古郡島 二人

(ハ) 八重山郡島 二人

二、分蜜糖製糖業者を代表する者 三人

三、合蜜糖製糖業者を代表する者 二人

四、砂糖輸出業者を代表する者 二人

五、金融機関を代表する者 二人

六、学識経験者 三人

パインアップル産業審議会は次の者によって構成される(パ第五条)

一、パインアップル生産者を代表する者 七人

二、罐詰類を製造する者を代表する者 七人

三、パインアップル生産地域を管轄する市町村の長を代表する者 二人

四、金融機関を代表する者 二人

五、学識経験者 二人

(80) 糖業振興法施行規則によれば、貸付の対象、貸付限度、償還期間は次の通り（第一九条）

貸付の対象とする事業	貸付を受ける者	貸付の最高額	年利率	償還期間の基準	据置期間の基準
一、甘蔗又は甜菜栽培のための肥料購入資金	法人又は団体	八〇%	五分	二年	一年
二、甘蔗又は甜菜栽培のための荒蓋地解消又は開墾資金	法人又は団体	八〇%	五分	三年	一年
三、製糖施設の取得又は造成資金	法人又は団体	八〇%	五分	八年	二年
四、製糖施設の改良資金	法人又は団体	八〇%	五分	五年	二年

パイナップル産業振興法施行規則によれば（第二三条の二）

貸付の対象となる事業	貸付を受ける者	貸付の最高額	年利率	償還期間の基準	据置期間の基準
一、パイナップル栽培のための開墾資金	単位農協及び団体	八〇%	五分	五年	二年
二、パイナップル栽培肥料購入資金	単位農協及び団体	八〇%	五分	三年	二年
三、パイナップル古株更新のための資金	単位農協及び団体	八〇%	五分	五年	二年

(81) 輸出パイナップル産地組合については、非営利法人とする（第一九条一項、二二条一項）ほか、組合の名称、出資、設立の要件、定款、解散、事業等につき規定を設けている（第一九条―三一条）。

(82) 中小企業近代化促進法施行規則（一九六七年規則第一〇一号）は指定業種を、一、印刷業、二、泡盛製造業、三、プロッ

ク製造業、四、パン製造業（乾燥パンを除く）五木製家具製造業（建具を除く）とする（規則第一条）

㉞ 租税特別措置法第一五条の二—一五条の四第一八条の二参照。

㉟ 合蜜糖業合理化促進特別措置法施行規則（一九六七年規則第一五八号）は、貸付の対象となる借入金は、製糖施設の取得又は改良のために要した借入金の借入残高のうちで年利七分以上のものとする。（第三条一号）

㊱ 産業投資特別会計法施行規則（一九六八年規則一七七号）によれば、法第二条の規定による政府の特別会計及び法人は次の通りである（規則第一条）

- 一、産業開発資金融通特別会計、二、農漁業資金融通特別会計、三、糖業資金融通特別会計、四、漁業、建造資金融通特別会計、五、バインアップル産業資金融通特別会計、六、運搬船建造資金融通特別会計、七、住宅建設資金融通特別会計、八、郵政事業特別会計九、大衆金融公庫、十、琉球土地住宅公社、十一、琉球電信電話公社、十二、沖縄下水道公社、十三、沖縄放送協会、十四、沖縄観光開発事業団、十五、農林漁業の中央金庫